

第 1 2 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日（月）午後 3 時 0 0 分～ 5 時 1 0 分

2 開催場所

四万十町役場 東別館 2 階会議室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、山脇 峯一
宮脇 晴信、林 長生、井上 典子、奥宮 正洋
船村 覚、長谷部 恵美、 1 0 名出席

・事務局：企画課 敷地副課長 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任

・傍聴人 0 名

4 議事

自治基本条例の検討

自治基本条例に係る議会の規定について

5 報告事項

意見公募手続き条例についての意見書について

6 会議結果（要旨）

自治基本条例の検討

検討の参考資料として「総則（基本的な事項）」「まちづくりの基本理念」に係る逐条解説について事務局より説明を行なう。

「事務局」

制定を行なっている市町村の例も載せているが、各市町村もそれぞれの条件のもと自治運営を行なっている。基本的には似かよる形になるだろうが四万十町に合った自治基本条例にする必要があると担当としては思っている。

この条例の名称について、検討を行ないたい。

各自が名称を提案する。

町を付けないところもあるようなので、町を除いた名称ではどうか。

- ・ 四万十まちづくり基本条例
- ・ 清流四万十まちづくり基本条例

四万十市もあるので、特定するために町は付すべき。

- ・ 四万十町まちづくり基本条例
- ・ 四万十町ゆめまちづくり基本条例
- ・ 四万十町自治基本条例

本日決定しなければならないということではないので、次回の会議に向けて他の事項も含め各自検討をお願いし、次回に決定する。

他の事項についても、起草委員会の作業期間も考慮し、次回に検討する。

意見公募手続き条例についての意見書について

意見公募手続き条例について総務常任委員会（議会）との意見交換を行い、委員長の方から意見書を提出しており、委員長より説明を行なう。

検討委員会として意見をまとめ提案していきたいと思ったが、12月議会での採決を控え、提案期限として示された日から期間が無く、私見として意見書を提出した。事後報告という形になったことは申し訳なかった。提案の説明資料の中には、条例の解釈として記載されているが、執行部に義務付けをする上からも条文として具体的に明記すべき事項などについて提案した。

自治基本条例に係る議会の規定について

議会に係る規定について検討委員会で「このようなものでどうか」と提案すれば、議会内での議論も進むのではないかと考え、検討委員会に提案した。検討をお願いしたい。

内容について、委員長より説明を行なう。

- ・ 自治基本条例を検討していくなかで、議会と考え方に差がある事項が出てくるとするならば、それを調整し進めていかなければならない。
- ・ 議会基本条例のなかに盛り込んでもらう事項も提案のなかには含まれているのではないかと感じた。これを出して議会が原案のまま受け入れてくれるか疑問であり、調整に時間を要すると思う。

議会が議会基本条例を制定しないとなった場合は、自治基本条例に盛り込む事項も出てくるとは思うが、基本的なものとして自治基本条例に規定する事項に絞ったほうが良いのではないかと。

ここまで規定したら対応が難しいとの意見もあるかもしれないが、義務化していかなければならないと思う。積極的に議論をしても合意形成が難しいようなら、違う案を出してはいきたい。

- ・ 報告会など参加人数が少ない場合もあるが、少ない人数からの積み重ねであるから、人数を問題にするのではなく、開かれた議会であることが重要。住民の代表として議員になっているので、説明責任というところを果たしてもらいたいと思う。忙しいとうことを理由にせず、年一回は報告会の実施を望むが、条例に規定するとした場合、議会の承諾が得られるかは疑問であり、協議に時間を要することになる。
 - ・ 総合振興計画のなかでは、行政、議会、住民皆で自治基本条例をつくっていかうとしている。議会の承認を得て振興計画は策定されているので、多少温度差はあったとしても自治基本条例の制定は合意されている事項であり、できるだけ歩調を合わせながら進めていく必要がある。
 - ・ 議会に対する提案として、この案に賛成である。議会の基本条例は議会が積極的に制定してもらい、その検討をするなかで、検討委員会等からの意見・提案も受け入れいくかたちをとってもらいたい。
 - ・ 議員が忙しいと言うなかには、個人的な活動の部分もあると思う。例えば諸問題を政治的に整理するために、団体等との話し合いなどが挙げられる。この話し合いなど踏まえ今より、良くするための課題・問題を整理する。
ただ、問題を整理できていない事例も見受けられる。例えば、執行部が出来ていない事項を正す質問なら良いが、担当課に質問すれば済む事項を議会で行なっている、無駄なことである。
- ・ 報告会とは、どの様なことを定義するのか。

ここで義務付けるのは、全町各所で開催することは難しいであろうから、四万十会館などを会場に、年1回は最低でも報告会を行なうというもの。

- ・ ケーブルテレビを見て思うが、議員の政策能力の向上について規定してもらいたい。

政策合意の過程を明らかにすることも必要である。

住民の関心が低いということは、親しみを持たれる議会となるように努める必要がある。地域には要望や課題があり、説明責任を果たしながら積極的に住民の意見を聞き、それをつなげていくことが住民の要望である。これを規定する必要もある。その中に住民も参加しやすい、参加しなければならないといった議論も出てこよう。

これだけ広い町であるから全地区に議員はいない、住民意見を議会に反映させていく役割は重要である。

報告会を開催し、住民意見を聞き議会を改善していくことを義務付ける意味も持つ。より良い議会となるように、何をなすべきか議論していくことが意味を成す、前進が無ければならない。

- ・政策立案や方針、計画が固まってから、それだけを審議するのでは無く、現実の声を聞いたものがそこで審議がされるようになれば、住民も関心を持つようになるし、身近に議会を感じるようになる。そこが出来ていない。執行部提案を審議するだけで、議会としての意向が行政に反映されていない状況ではないか。
- ・情報公開、説明責任、住民協働などを条文化していくことは、議員にとってもハードルの高いことではないかと思う、しかし、町のリーダーである議会（議員）が推進役を果たさないと、住民から士気を高めることは難しいことである、意欲をもって進めてもらいたい。
- ・総合振興計画に示されているまちづくりをしていくためには、今までの状況では出来ないことである。
- ・自治基本条例の意見交換会時においても議員の参加は少なかった。参加して積極的に意見を出してもらいたかった。このような時こそ議員としての活動を示してもらいたかった。
- ・政務調査費の公表について規定しているが、政策立案等のために住民の会合への出席や意見収集、調査研究などの活動を行わなければ政務調査費を使うことのないと思う。
政務調査費を交付するには、それに見合う活動がなければならない。
- ・議会において議員の判断には、どのような考えに基づくのかを住民は知りたい、議員としても住民の反応を知っておきたいと思うので、報告会は必要だと思う。
- ・報告会は、議員を選挙で選択する上での判断材料ともなる。

行政組織、職務の条例、規則を把握し、人員配置や業務状況など役場の機構について、課題、問題点について質問する議員は少ない。勉強し、中身を理解しなければ質問はできないだろう。行政組織がきちんと機能しているかチェックし、改善を求めることにより、地域住民の利益を守る、このような発言を行なえる議員を求めたい。

行政が行なう事業に対し、効果が上がるよう提言や事業の仕分けができるようになってもらいたい。地方分権が始まり、今までの活動だけではいけない。

- ・議会もやらされる形ではなく、町の将来を考えて議員活動を行うという視点で行なってもらえれば良いのではないか。議員に理解されるように持って行くことも必要である。
- ・議員には、検討委員会に言われたからと思われてはいけない。積極的に議員が議員基本条例をつくるような形で取り組んでもらえれば良いのだが。

これに対して、議会側から対案を出してもらい条文を詰めていけば円滑に条例化できると考える。

- ・条例を守り実施していくことが大切で、実施できないことを条文としても意味は無いと思う。

「結論」

委員長が提案の議会に関する資料については、議会に説明し理解を求め、自治基本条例の制定に向けての意見交換を行うよう調整する。

その他

八木副委員長が一身上の都合により、本委員会の委員を辞任する旨を報告。

次回の会議について

平成22年1月18日(月)

時間は、午後6時30分～午後8時30分

場所は、十和開発センター、又は、十和体育館を予定